

令和4年5月9日

鈴鹿市長 末松 則子 様

「鈴鹿青少年の森公園」破壊政策の中止を求めます

新緑の映える心癒される良い季節となつてまいりましたが、市長様はいかがお過ごしでしょうか。

私たちは、例年と違い新緑映える季節を迎えても心癒されぬ日々を過ごす心痛める季節となっております。それは青少年の森公園の自然が壊され、自然が失われそこに生息する多くの生き物の命が奪われることです。この公園は歴史ある豊かな自然の中で老若男女の多くの人々が心身の健康と心の癒しの場としてきた貴重な公園です。

この公園の自然が失われると多くの貴重な自然と生息する生命が失われることをご存知でしょうか？

私たち野鳥の会会員は、この森の公園で探鳥会の案内人として「自然に親しみ、自然を知る」を活動目標として多くの自然を愛する人たちと共にフィールドマナーを守りながら野鳥と自然環境について共に学び楽しんでいきます。私たちは、この探鳥会を自然体験学習（生涯学習）とも呼んでいます。

また、市環境政策課が主催する「野鳥観察会」では、野鳥調査員及び探鳥会案内人として参加しその観察データは環境調査資料などに利用されていると聞いています。

今まで機会あるごとに話してきましたが、自然豊かな森には多様性に富んだ生態系があり野鳥も51種類が観察されています。野鳥たちには、春から夏にかけて繁殖期に当たり求愛、産卵、誕生、子育ての非常に重要な季節に入っています。

ゴールデンウィーク期間中の散策観察では鳴き声探鳥も含めて工事予定区域内でウグイス、キビタキ、メジロ、シジュウカラなど15種類ほどの野鳥を確認しています。これらの野鳥の巣作りは主にネザサが密集しているところに多くあります。

野鳥にも生存していくためのルールがあり100～150m位の縄張りを持っています。工事の騒音と人が近づく気配だけで、危険を感じ巣作り子育てを放棄します。保護と称して採取移動又は誤って卵を損傷

すると鳥獣保護法第8条で罰せられます。生態系の保護も含めて工事の中止を求めます。

鳥獣保護法は、次のように制定しています。

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（一般的には「鳥獣保護法」と呼ばれている。）

第8条 鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取（採取又は損傷をいう。）をしてはならない。

繁殖期の子育て中の野鳥を追払う行為も法に触れると私たちは思っています。以上、述べました通りこの公園の破壊は百害あって一利無き政策であります。

サッカー競技のために何故このような大きな犠牲を払わなければならないのでしょうか？ サッカー場はスポーツの森という立派な施設があるではありませんか？

この政策は民意を無視した政策であり、行政は説明責任を果たしておらず合法と言えない計画です。

従って、本年2月、この計画を許可した県に違法計画取り消しの訴訟を行い自然保全の申し立てを行っています。

この裁定が下るまではこの計画は合法と言えないのであります。従って、市長様は自然破壊の計画を一時中止して計画は白紙撤回をしてください。

私たち女性は、貴方が女性として初めての鈴鹿市長になられた時には誇りに思い公正明大な市政が行われることを期待しているのです。期待を裏切らないでくださいお願い申し上げます。

なお、本件につきましての面談をお願いしますので5月12日（木）までに書面でご返事をお願いします。

以上

日本野鳥の会三重会員 鈴鹿市上田町 1007 市川美代子

日本野鳥の会三重会員 鈴鹿市郡山町 2002-138 宮本 英子

鈴鹿市竹野 1-17-3 武野 慶子